

狛江市長 宛て

住 所 東京都狛江市和泉本町1-1-5
団 体 名 狛江市
氏名(代表者名) 狛江 太郎 印
連絡責任者 狛江 花子
T E L 03-3430-1310
(当日における緊急連絡先: 080-0000-0000)

河 川 敷 道 路 一 時 使 用 届

下記のとおり河川敷地の一時使用について届け出ます。

使用場所	多摩川左岸 狛江市
使用目的	撮影の為
使用人数	20名
使用面積・延長	77 (m ²)・m (どちらかに○)
使用器具類	カメラ・三脚等
期 間	自) 〇〇年 〇〇月 〇〇日 () 〇〇時 至) 〇〇年 〇〇月 〇〇日 () 〇〇時
遵 守 事 項	<p>本件の使用が他の狛江市管理の堤防道路(以下「堤防道路」という。)利用者に優先するなどの権利は一切発生するものではないことを承知し、河川の使用にあたっては、以下の事項を遵守します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 堤防道路を使用する場合は、河川に関する法令の規定を遵守します。2. 他の堤防道路等利用者に対し、十分配慮します。3. 使用に際し、他の堤防道路利用者に対しその旨の周知に努めます。4. 使用後は原状回復を行います。5. ゴミを持ち帰ります。6. 火気の使用禁止とします。7. 周辺住民等から苦情の出た際は、速やかに届け出をした者の責任において処理します。8. 周辺施設(河川管理施設を含む)等に損傷を与えた場合、すみやかに狛江市長に届け出て、その指示に従います。また、原状回復までに要する費用は全て届出をした者が負担対応します。9. 第三者に損傷を与えた場合は、狛江市長に届出をし、届出をした者の責任において対応します。10. 車の乗り入れは原則禁止とします。11. 使用者は、気象情報に注意し、出水等の恐れがある場合は、自らの責任において対応します。12. その他管理者の指示に従います。
そ の 他 (国交省による河川敷 用許可等があれば許 可番号等を記入。)	

※添付書類…位置図、配置図、使用内容の概要がわかる資料等。